

栃山女学園大学大学院学則

昭和52年学則第1号
昭和52年3月30日

目 次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員（第2条－第5条）
- 第3章 授業科目及び履修方法（第6条－第9条）
- 第4章 課程修了の認定（第10条－第12条）
- 第5章 学位（第13条）
- 第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍（第14条－第24条）
- 第7章 学生納付金（第25条）
- 第8章 教員組織（第26条）
- 第9章 運営組織（第27条・第28条）
- 第10章 補則（第29条－第32条）

附 則

第1章 目 的

第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」にのっとり、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与する人間を育成することを目的とする。

2 本大学院の研究科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

第2章 研究科、専攻、修業年限及び学生定員

第2条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）
	生活環境学専攻（修士課程）
	人間生活科学専攻（博士後期課程）
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）

第3条 研究科の課程は、修士課程及び博士後期課程とする。

2 修士課程は、学部教育の基礎のうえに、更に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

3 博士後期課程は、大学院の修士課程において修得された知識と基礎的研究活動を基盤として、社会的要請の高い研究を学術統合的に行い、質的に高い教育を進展・展開するものとする。

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、学長が認めるときは、3年とすることができる。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 学生は、修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

4 第1項ただし書に規定する標準修業年限を3年とする学生（以下「長期履修学生」という。）の認定は、学生の申出により学生の研究意欲等を総合的に判断して行うものとする。

第5条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6名	12名
	生活環境学専攻（修士課程）	6名	12名
	人間生活科学専攻（博士後期課程）	3名	9名
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20名	40名
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5名	10名
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6名	12名

第3章 授業科目及び履修方法

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第6条の2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第6条の3 各研究科の専攻別の授業科目、研究指導、単位数及び履修方法は、別表第1-1から第1-6までのとおりとする。

第6条の4 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、1時間の授業に対して2時間の準備のための学修を必要とする場合は、毎週1時間15週の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、実技等については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

第6条の5 授業科目の単位修得の認定は、試験の成績に平素の学修状況を加味して行う。

第6条の6 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格、Dを不合格とする。

2 修士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

3 博士論文の審査及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

第6条の7 学生は、所定の期間に、履修しようとする授業科目について、所定の登録手続を行わなければならない。

第6条の8 研究指導を担当する教員（以下「指導教員」という。）は、学生の属する専攻の専任教員の中から、当該研究科が決定する。

2 学生は、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について指導教員の研究指導を受けるものとする。ただし、指導教員の許可を得て、他の教員の研究指導を受けることができる。

第7条 修士課程にあっては、次の各号に掲げる単位は、指導教員が教育上有益と認めるときに研究科委員会の議を経て、第6条の3に規定する授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合において、第2号から第4号までについては、それぞれ15単位を超えない範囲で、かつ、各号を合わせて20単位を超えないものとする。

(1) 学生が入学する前に本大学院で履修した授業科目で修得した単位

(2) 学生が入学する前に他大学の大学院で履修した授業科目で修得した単位

(3) 学生が次条第1項によりその属する以外の専攻又は研究科で履修した授業科目で修得した単位

(4) 学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学の教育課程において履修した授業科目で修得した単位

2 長期履修学生が登録できる各学期毎の単位数の上限は、研究科委員会が別に定める。

第8条 学生は、指導教員が教育上有益と認めるときは、関係研究科長（大学学部の授業科目については当該学部長を含む。）の許可を得て、その学生が属する以外の他の専攻若しくは研究科又はその学生が属する研究科の基礎となる大学学部の授業科目を履修することができる。

2 前項により履修する授業科目については、前条第3号を適用する場合を除き、本大学院において修得する単位に認定しない。

3 博士後期課程の指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、その指導する学生の研究指導を他の大学院において博士後期課程を担当する教授に委嘱することができる。

第9条 本大学院の研究科において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24

年法律第147号)に定めるところに従い、所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科において、取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の表に掲げるとおりとする。

免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く研究科・専攻等		免許状の種類	免許教科
生活科学研究科	食品栄養科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活環境学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	家庭
人間関係学研究科	人間関係学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史 公民
	現代マネジメント専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民 商業
教育学研究科	教育学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	数学 音楽
		高等学校教諭専修免許状	数学 音楽

第9条の2 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 課程修了の認定

第10条 修士課程の修了には、2年以上在学し所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、生活科学研究科生活環境学専攻にあっては、特定の課題についての研究の成果をもって修士論文に代えることができる。
- 3 教育学研究科教育学専攻にあっては、第1項に規定する要件に加え、第9条第2項に定める当該研究科に係る免許状のいずれかを取得するために必要な科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 4 博士後期課程の修了には、3年以上在学し所要の授業科目について4単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けた上、博士論文及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、優れた業績を上げた学生の在学期間については、本大学院又は他の大学院の修士課程において1年若しくは2年の在学期間及び本大学院博士後期課程の在学期間を通算し、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 修士論文及び博士論文の審査に関する事項は、研究科委員会の議を経て学長が別に定める。

第10条の2 第7条第1項の規定により学生が本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学大学院において修得したものとしてみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で、研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第11条 最終試験は、修士論文又は博士論文を中心として筆記又は口述により行う。

第12条 修士課程及び博士後期課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第5章 学位

第13条 研究科の課程を修了した者に、当該研究科に対応する次の学位を授与する。

生活科学研究科 修士(生活科学)
博士(人間生活科学)

人間関係学研究科	修士（人間関係学）
現代マネジメント研究科	修士（マネジメント）
教育学研究科	修士（教育学）

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者が、博士論文を提出して、本大学院の行う審査に合格し、かつ、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められたときは、前項の規定にかかわらず博士の学位を授与することができる。
- 3 博士の学位を受けようとする者は、別表第2に定める学位論文審査手数料を納付しなければならない。
- 4 学位授与に関する事項は、学長が別に定める。

第6章 入学、休学、退学、転学及び除籍

第14条 入学の時期は、毎年4月及び9月とする。

第15条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
 - (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 本大学院の研究科委員会において個別の入学資格審査により認めた22歳以上の者
- 2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者
 - (8) 本大学院の研究科委員会において、個別の入学資格審査により認めた24歳以上の者

第16条 入学志願者は、別表第3に定める額の入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

第17条 学長は、前条の入学志願者に対して選考を行い、提出書類の内容を総合して合格者を決定する。

2 前項の選考の方法、時期等については、その都度定める。

第18条 学長は、前条の合格者で指定の日までに本学が定める入学金の納付及び誓約書等の書類提出等所定の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

第19条 病気その他やむを得ない理由により修学できないときは、学長に願い出て休学することができる。

2 健康上修学に不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

3 休学の事由が消滅し復学する場合は、学長に復学願を提出しなければならない。

第20条 休学の期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては通算して3年を超えることができない。ただし、修士課程の長期履修学生の休学の期間は、通算して1年を超えることができない。

第21条 病気その他の理由により退学を希望する者は、学長に退学願を提出しなければならない。

第22条 退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することがある。

第23条 本大学院学生が他の大学院に転学しようとするときは、指導教員を経て、学長に転学願を提出し

なければならない。

2 他の大学の大学院学生が本大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上、許可することがある。

第24条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会の議を経て除籍する。

(1) 修士課程においては、2年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者。ただし、長期履修学生においては、1年の休学期間を経過した者又は4年の在学期間を経過した者

(2) 博士後期課程においては、3年の休学期間を経過した者又は6年の在学期間を経過した者

(3) 授業料その他を滞納し、督促を受けても納入しない者

第7章 学生納付金

第25条 入学金、授業料、教育充実費、実験実習費及び登録料の学生納付金は、別表第4及び別表第5に定める額とし、指定の日までに納付しなければならない。

2 長期履修学生は、別表第5に定める授業料、教育充実費及び実験実習費の2年分に相当する額を、別表第5-2により、3年間で分納しなければならない。

3 第8条第1項により実験実習を伴う授業科目を聴講する学生は、別表第5又は大学学則に定める実験実習費を納付しなければならない。

4 既納の学生納付金は、理由の如何を問わず返還しない。

第8章 教員組織

第26条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員は、本大学の教授、准教授、講師及び助教の中からこれに充てる。

2 前項の規定にかかわらず、授業を担当する教員には兼任教員を充てることができる。

3 研究指導を担当する教員は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第9章 運営組織

第27条 本学大学院に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

第27条の2 本大学院の研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第28条 本大学院に、学長の諮問機関として大学院委員会を置く。

2 大学院委員会に必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 補 則

第29条 本大学院に、研究生、科目等履修生及び聴講生の制度を置く。

2 研究生、科目等履修生及び聴講生に係る検定料は別表第3に、登録料は別表第4に、研究生の研究料、科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料は別表第6にそれぞれ定める額とし、その他研究生、科目等履修生及び聴講生に関する事項は、学長が別に定める。

第30条 本大学院に関する事務は、当該研究科の所管事務部門が取扱う。

第31条 この学則に定めのない事項については、本大学学則を準用する。

第32条 この学則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。昭和54年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。昭和57年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。昭和58年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。昭和61年度以前に入学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行日前に在学した学生に対しては、改正前の学則を適用する。
- 2 前項ただし書に規定する学生で、改正前の学則第13条に定める教育職員免許状取得資格を得た者は、教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和63年法律第106号)附則第4項の定めるところにより、当該免許状に対応する改正後の学則第13条第2項に規定する免許状に係る所要資格を得たものとみなす。
- 3 第13条の規定中、中学校教諭専修免許状にかかる部分は、平成2年度以降に入学する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 別表第3に定める入学検定料は、平成4年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。平成6年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。平成8年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第1号）

この学則は、平成10年4月1日から施行する。平成9年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。

附 則（平成10年学則第6号）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。平成10年度以前に入学した学生に対しては、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、家政学研究科食物学専攻及び被服学専攻は、平成11年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成11年学則第7号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年学則第10号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年学則第1号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年学則第2号）

この学則は、平成13年2月23日から施行し、改正後の第15条第4号の規定は、平成13年1月6日から適用する

附 則（平成13年学則第7号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成13年学則第8号）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年学則第1号）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前に入学した学生に対しては、

なお従前の例による。

- 2 改正後の第18条の規定は、平成15年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成16年学則第1号）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した学生に対しては、なお、従前の例による。

附 則（平成17年学則第1号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の第15条第1項第4項及び第15条第2項第3項の規定は、平成17年度の入学志願者から適用する。

附 則（平成18年学則第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者に対しては、なお従前の例による。

- 2 改正後の別表第7、別表第8及び別表第8－2は、平成18年度以降の入学者から適用する。

附 則（平成18年学則第5号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年学則第3号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第4は、平成20年度以降に入学した学生から適用し、平成19年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成21年学則第1号）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成22年学則第6号）

この学則は、平成22年11月19日から施行する。

附 則（平成23年学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成25年学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年学則第1号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年学則第1号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成29年学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成30年学則第1号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成31年学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1－1及び別表第1－6は、前項の規定にかかわらず、平成31年度以降に入学した学

生から適用し、平成30年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和2年学則第1号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-2及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和4年学則第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1-1、別表第1-4及び別表第1-6は、前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

附 則（令和5年学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前に入学した学生に対しては、なお従前の例による。

別表第1－1（第6条の3関係）

生活科学研究科 食品栄養科学専攻（修士課程）

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
食品	食品化学特論		2	食品栄養科学特別研究10単位及び食品栄養科学特別演習1単位のほか授業科目の中より任意に選択して合計30単位以上修得する。
	食品化学演習I		1	
	食品化学演習II		1	
	食品化学演習III		1	
	食品化学演習IV		1	
	食品化学特別実験		1	
	食品機能学特論		2	
	食品機能学演習I		1	
	食品機能学演習II		1	
	食品機能学演習III		1	
	食品機能学演習IV		1	
	食品機能学特別実験		1	
	食品衛生学特論		2	
	食品衛生学演習I		1	
	食品衛生学演習II		1	
	食品衛生学演習III		1	
	食品衛生学演習IV		1	
	食品衛生学特別実験		1	
	生化学特論		2	
	生化学演習I		1	
	生化学演習II		1	
	生化学演習III		1	
	生化学演習IV		1	
	生化学特別実験		1	
栄養	食品調理科学特論		2	
	食品調理科学演習I		1	
	食品調理科学演習II		1	
	食品調理科学演習III		1	
	食品調理科学演習IV		1	
	食品調理科学特別実験		1	
	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習I		1	
	公衆衛生学演習II		1	
	公衆衛生学演習III		1	
	公衆衛生学演習IV		1	
	公衆衛生学特別実験		1	
	栄養化学特論		2	
	栄養化学演習I		1	
	栄養化学演習II		1	
	栄養化学演習III		1	
	栄養化学演習IV		1	
	栄養化学特別実験		1	
生物学	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習I		1	
	臨床栄養学演習II		1	
	臨床栄養学演習III		1	
	臨床栄養学演習IV		1	
	臨床栄養学特別実験		1	
	栄養保健学特論		2	
	栄養保健学演習I		1	
	栄養保健学演習II		1	

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
	栄養保健学演習III		1	
	栄養保健学演習IV		1	
	栄養保健学特別実験		1	
	栄養教育学特論		2	
	栄養教育学演習 I		1	
	栄養教育学演習 II		1	
	栄養教育学演習III		1	
	栄養教育学演習IV		1	
	栄養教育学特別実験		1	
	給食経営管理学特論		2	
	給食経営管理学演習 I		1	
	給食経営管理学演習 II		1	
	給食経営管理学演習III		1	
	給食経営管理学演習IV		1	
	給食経営管理学特別実験		1	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習 I		1	
	応用栄養学演習 II		1	
	応用栄養学演習III		1	
	応用栄養学演習IV		1	
	応用栄養学特別実験		1	
共通	食品栄養科学特別演習	1		
	食品栄養科学特別講義 I		1	
	食品栄養科学特別講義 II		1	
	食品栄養科学特別講義 III		1	
	食品栄養科学特別講義 IV		1	
食品栄養科学特別研究		10		
計		11	88	

別表第1－2（第6条の3関係）

生活科学研究科 生活環境学専攻（修士課程）

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
アパレルメディア	アパレルデザイン特論		2	生活環境学特別研究10単位を含め合計30単位以上修得する。
	アパレルデザイン演習		2	
	アパレルデザイン実験		2	
	アパレル設計・制作特論		2	
	アパレル設計・制作演習		2	
	アパレル設計・制作実験		2	
	アパレル材料システム特論		2	
	アパレル材料システム演習		2	
	アパレル材料システム実験		2	
	アパレル染色・整理学特論		2	
	アパレル染色・整理学演習		2	
	アパレル染色・整理学実験		2	
インテリア・プロダクト	インテリアデザイン特論		2	
	インテリアデザイン演習		2	
	インテリアデザイン実習		2	
	プロダクトデザイン特論		2	
	プロダクトデザイン演習		2	
	プロダクトデザイン実習		2	
	環境心理学特論		2	
	環境心理学演習		2	
	環境心理学実習		2	
	環境デザイン特論		2	
	環境デザイン演習		2	
	環境デザイン実習		2	
建築・住居	施設計画特論		2	
	施設計画演習		2	
	施設計画実習		2	
	地域・建築計画特論		2	
	地域・建築計画演習		2	
	地域・建築計画実習		2	
	住宅計画特論		2	
	住宅計画演習		2	
	住宅計画実習		2	
	建築材料・構造力学特論		2	
	建築材料・構造力学演習		2	
	建築材料・構造力学実験		2	
	建築環境工学・設備学特論		2	
	建築環境工学・設備学演習		2	
	建築環境工学・設備学実験		2	
	建築・住居学特別講義		2	
	インターナンシップI		4	
	インターナンシップII		4	
	建築業務論		2	
	建築実務設計論		2	
	建築実務設計演習		2	
	修士設計		4	
生活環境学特別研究		10		
計		10	102	

別表第1－3（第6条の3関係）

生活科学研究科 人間生活科学専攻（博士後期課程）

授業科目	配当年次	単位数		備考
		必修	選択	
創造生活科学特別演習	1		2	2科目4単位以上選択履修
展開生活科学特別演習	1		2	
統合生活科学特別演習	1		2	
創造生活科学特別研究				1科目選択必修
展開生活科学特別研究				
統合生活科学特別研究				

別表第1-4（第6条の3関係）

人間関係学研究科 人間関係学専攻（修士課程）

授業科目		単位数		備考
		必修	選択	
科研事 目究例	事例研究 I 事例研究 II		2 2	1科目2単位以上 選択履修
特別研究 I		1		
特別研究 II		1		
特別研究 III		1		
	計	3	93	

別表第1－5（第6条の3関係）

現代マネジメント研究科 現代マネジメント専攻（修士課程）

授業科目	単位数		会計・税務特別 プログラム 単位数	備考
	必修	選択		
現代マネジメント特別演習A	1		1	
現代マネジメント特別演習B	1		1	
イノベーションマネジメント特論（経営）		2	2	
イノベーションマネジメント特論（会計）		2	2	
イノベーションマネジメント特論（経済）		2	—	4単位以上 選択必修
外国語文献研究A		2	—	
外国語文献研究B		2	—	
経営領域	経営管理特論A 経営管理特論B 経営戦略特論A 経営戦略特論B 経営戦略特論C 国際経営特論A 国際経営特論B アントレプレナーシップ特論 ファイナンス特論A ファイナンス特論B マーケティング特論A マーケティング特論B 生活経営特論A 生活経営特論B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	— — — — — — — — — — — — — — —	
会計・税務領域	会計学特論A 会計学特論B 管理会計特論A 管理会計特論B 管理会計特論C 監査特論A 監査特論B 税務会計特論A 税務会計特論B 租税法特論A 租税法特論B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 — 2 2 2 2 2 2 2 2	24単位以上 選択履修 いずれかの 領域から10 単位以上選択 履修
経済・公共領域	労働経済特論A 労働経済特論B 国際経済特論A 国際経済特論B 都市経済特論A 都市経済特論B 金融特論A 金融特論B 公共政策特論A 公共政策特論B 経済法特論A 経済法特論B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	— — — — — — — — — — — — — —	
現代マネジメント特別研究	4		4	
計	6	84	30	

※会計・税務特別プログラム=文部科学省認定「職業実践力育成プログラム」(BP)

別表第1－6（第6条の3関係）
教育学研究科 教育学専攻（修士課程）

授業科目		単位数		備考	
		必修	選択		
基礎理論科目	保育職特論		2	2単位以上選択履修	
	教育思想特論		2		
	比較教育学特論		2		
	教育方法学特論		2		
	幼児教育学特論		2		
	幼児心理学特論		2		
	教育心理学特論		2		
	生涯発達心理学特論		2		
実践研究科目	特別支援教育学特論		2		
	保育臨床特論		2		
	障害児保育特論		2		
	発達障害学特論		2		
	臨床発達心理学特論		2		
	異文化間教育特論		2		
	特別活動特論		2		
	生徒指導特論		2		
教科（初等）領域 及び児童指導法 科目	I C T 活用演習		2	18単位以上選択履修 24単位以上選択履修	
	保育内容研究		2		
	国語科教育内容研究		2		
	社会科教育内容研究		2		
	理科教育内容研究		2		
	図画工作科教育内容研究		2		
	家庭科教育内容研究		2		
	体育科教育内容研究		2		
	外国語科教育内容研究		2		
	日本文学特論		2		
	科学教育演習		2		
	造形表現演習		2		
	国語科指導法演習		2		
	算数科指導法演習		2		
	音楽科指導法演習		2		
教科及び指導法（中等）科目	図画工作科指導法演習		2		
	数学科教育内容研究		2	2単位以上選択履修	
	代数学特論		2		
	幾何学特論		2		
	解析学特論		2		
	現代数学特論 A		2		
	現代数学特論 B		2		
	現代数学特論 C		2		
	数学教育学特論		2		
	情報数理演習		2		
	音楽科教育内容研究		2		
	器楽研究 A I		1		
	器楽研究 A II		1		
	器楽研究 B I		1		
	器楽研究 B II		1		
	声楽研究 I		1		
	声楽研究 II		1		
	作曲研究 I		1		
	作曲研究 II		1		
	音楽学特論		2		
	音楽教育学特論		2		
	音楽表現演習		2		

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
教職 シイ ツン ブタ ー ン	教職インターンシップ I a	4	※ 4 単位以上選択履修
	教職インターンシップ I b	4	
	教職インターンシップ II a	2	
	教職インターンシップ II b	2	
	教職実践研究（初等）	2	※ 2 単位以上選択履修
	教職実践研究（中等）	2	
特別研究	6		
計	6	114	

※現職教員に対し、教育上有益と認めるときは、教職インターンシップ I a及び教職インターンシップ I b並びに教職実践研究（初等）及び教職実践研究（中等）の単位は、他の選択科目の単位をもって替えることができる。

別表第2（第13条関係）

申請者	学位論文審査手数料
本学大学院博士後期課程在籍者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年以内の者	なし
本学大学院博士後期課程単位取得退学後3年を超える者	150,000円
上記以外の者	150,000円

別表第3（第16条、第29条関係）

入学検定料		(単位 円)		
入学検定料	研究生に係る検定料	科目等履修生に係る検定料	聴講生に係る検定料	
35,000	10,000	10,000	10,000	

別表第4（第25条、第29条関係）

入学金及び登録料		(単位 円)		
入学金		登録料		
新入学生・転入学生	再入学生	研究生	科目等履修生	聴講生
200,000	100,000	20,000	30,000	10,000

備考

- 1 同一年度に複数の研究科で科目等履修生又は聴講生となる場合の登録料は、重複して徴収しない。
- 2 桜山女学園大学大学院修士課程に入学する者のうち、桜山女学園大学又は桜山女学園大学短期大学部を卒業した者の入学金は、半額とする。
- 3 桜山女学園大学大学院修士課程を修了した者が桜山女学園大学大学院博士後期課程に入学する場合の入学金は、徴収しない。

別表第5（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費				(単位 円)
研究科	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）	
生活科学研究科	500,000	230,000	60,000	
人間関係学研究科	500,000	250,000		
現代マネジメント研究科	500,000	250,000		
教育学研究科	500,000	250,000		

別表第5－2（第25条関係）

授業料、教育充実費及び実験実習費（長期履修学生）					(単位 円)
研究科	年次	授業料（年額）	教育充実費（年額）	実験実習費（年額）	
生活科学研究科	第1年次	340,000	154,000	40,000	
	第2年次	340,000	154,000	40,000	
	第3年次	320,000	152,000	40,000	
人間関係学研究科	第1年次	340,000	168,000	—	
	第2年次	340,000	166,000	—	
	第3年次	320,000	166,000	—	
現代マネジメント研究科	第1年次	340,000	168,000	—	
	第2年次	340,000	166,000	—	
	第3年次	320,000	166,000	—	
教育学研究科	第1年次	340,000	168,000	—	
	第2年次	340,000	166,000	—	
	第3年次	320,000	166,000	—	

別表第6（第29条関係）

研究料、履修料及び聴講料			(単位 円)
研究料（年額）	履修料（1単位につき）	聴講料（1科目につき）	
60,000	15,000	10,000	